

招集期日 平成23年9月8日(木曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第3委員会室

開 会 9月8日(木曜日)午前 9時28分

閉 会 9月8日(木曜日)午後 1時54分

出席委員 委員長 永澤美恵子 副委員長 小島清人
委員 小出 亘 委員 安道佳子
委員 堤 利夫 委員 宮岡幸江
委員 宮岡治郎

欠席委員 な し

委員外議員 山本秀和 議員

説明のため出席した職員 市民部長 福祉部長
健康福祉センター所長 教育総務部長
生涯学習部長 関係職員

委員会に出席した事務局職員 沼井俊明 山本早苗

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時28分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、補正予算4件の計5件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、1日間とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり議案第60号の条例1件の審査を行い、続いて第67号、第68号、第69号、第70号の各補正予算の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

次に、ご配付した名簿のとおり委員外議員から当委員会への出席及び質疑の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認め、当委員会へ出席し、質疑することを許可いたします。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時29分 休憩

午前 9時30分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第60号 入間市災害対策本部条例の一部を改正する条例

委員長 議案第60号 入間市災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題といたします。
議案の朗読は省略いたします。
提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

市民部長 議案第60号 入間市災害対策本部条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由を申し上げます。

平成7年の災害対策基本法の一部改正に伴い、入間市災害対策本部条例に引用している条項が改正されていなかったため、その条項を改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

宮岡治郎委員 関連質疑的になってしまうのですけれども、もとの災害対策基本法、国の法律のほうですけれども、その第23条に災害対策本部の規定があって、部分的に読みますと、防災の推進を図るため、必要があると認めるときは云々云々、災害対策本部を設置することができるのとありますけれども、例えば入間市の場合、今まで災害対策本部というものが設置された経過というのはどのくらいの頻度であるものなのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 入間市災害対策本部、入間市の地域防災計画に基づきまして、非常体制あるいは準備体制と、そういう段階を経まして、一昨年ですか、台風の襲来によりまして災害対策本部を設置しまして、その対応に当たった。その災害対策本部は、長期間とかというものではなくて、一時的な災害対策本部を設置しましてその対応に当たり、台風が通過したところには解除していただくというふうな経過は、過去に数回はございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第60号 入間市災害対策本部条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前 9時33分 休憩

午前 9時34分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち所管のもの

委員長 議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、健康福祉センター所管のものについて健康福祉センター所長より説明を求めます。

概要説明

健康福祉センター所長 議案第67号 平成23年度一般会計補正予算（第2号）のうち、健康福祉センター所管のものについて提案の理由をご説明申し上げます。

補正予算説明書の24、25ページをごらんください。款4衛生費、項1保健衛生費のうち、目5健康福祉センター費、大事業、施設管理事業運営費48万3,000円の増額につきましては、今後想定される大地震の発生に備え、健康福祉センター正面出入口及び夜間診療所の風除室のガラス面に飛散防止フィルムを設置するものであります。具体的には健康福祉センターは震度7程度の地震を想定した建築基準法に基づく新耐震基準に適応した建物であり、ガラス面は強化ガラスなどを使用するなど、安全性の確保に考慮したものとなっておりますが、本年3月11日に発生した東日本大震災では、観測史上最大のマグニチュード9を記録し、想定を超えた甚大な被害をもたらしました。こうした状況を踏まえ、大地震の発生により、万が一ガラスが破損し、飛散する可能性もあることから、多くの来館者が避難通路として利用するセンター正面出入口及び夜間診療所風除室のガラス面に飛散防止フィルムを設置し、安全性を確保するものでございます。

以上、概要説明とさせていただきます。ご審査賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

堤委員 ガラスの飛散防止ということなのですから、例えば透明でしょうけれども、面積的には入り口と夜間診療所の入り口ということだから、そんなに大きな面積ではないと思うのですけれども、単価的にはどういう内容なのですか。

健康管理課長 ただいまのご質疑にお答えをさせていただきます。

面積的にはセンターの正面入り口につきましては61.3平方メートル、また隣接をする夜間

診療所につきましては、10.3平方メートルという形になっております。単価につきましては、平方メートル単価6,000円でございます。

以上です。

堤委員 それは工事費も、要するに含めて、原材料含めて6,000円と。

健康管理課長 48万3,000円の内訳につきましては、単価6,000円、ほかに材料費、それから現場管理費というものが含まれております。

以上です。

堤委員 そのフィルムの性格なのですけれども、割れたときに飛散しないというのが一つの目的なのでしょうけれども、あと遮光的にはどうなのですか。

健康管理課長 現在予定をしているフィルムにつきましては、透明を予定しておりますので、遮光というか、暗くなるようなことはないというふうに考えております。

堤委員 例えば太陽熱をはじくとか、そういう性格のものなのですか。

健康管理課長 張る箇所につきましては、直射日光が当たらない箇所でございます。特にその辺については、配慮しておりません。

宮岡幸江委員 今回正面と夜間診療のほうということですが、健康福祉センターというのは結構ガラス面の多い建物だと思うのですけれども、ほかのところはどういうふうなことになっているのでしょうか。

健康管理課長 今のおっしゃるとおりでございます。まず1階の情報交流ロビーの北側のガラス面については、1階から2階までの間が吹き抜けになっております。強化ガラスの上に飛散防止フィルムが現在張られております。また、センターの1階から2階にかけての真っすぐな階段につきましては、手すりの部分がガラスで、また2階から下のロビーが見渡せる部分についてもガラス面、強化ガラスに飛散防止フィルムが既に張っておりますので、安全だと考えております。

宮岡幸江委員 それから、運動するところなどもありますよね。全体的には飛散防止は一応はついていてということに理解してよろしいのでしょうか。

健康管理課長 その他の飛散防止フィルムが張られている箇所につきましては、センターの利用者が幼児だとか、それから高齢者が多くて、例えば1階の保育室、その一部、それから2階の調理室、それから診察室の入り口のガラス面、それからお子さんの乳幼児健診等を行う健診室の受付のところという、それから3階のトレーニング室の各出入口のドアというような形でフィルムが加工されております。ただし、南側の面につきましては、ガラス面が一部飛散防止フィルムが張られておるということで、ガラス自体が熱反射複層ガラスということで施工はできないことはないのだけれども、余り耐久性に問題があるということで、今回施工を見合わせております。

ただし、災害時の避難経路としての部分では、特に問題はないということで、今回の施工箇所から外させていただいたものです。

宮岡幸江委員 今のお話の中でなかったのですが、元気キッズの使用している部分とか、それから食堂の部分ですか、そこら辺は子供たちとか障害のある方たちの特に利用されるところですけども、そちらはどうなっているのでしょうか。

健康管理課長 キッズのほうの保育室については、危ない箇所については飛散防止フィルムが張られております。

それから、食堂の部分については、高さがそれほどないということで、現在は施工はされておられません。

以上です。

宮岡治郎委員 建物につきまして、震度7にも耐え得るような耐震構造になっているとか、強化ガラスを用いていらっしゃるとか伺ったのですけれども、窓枠について伺いたいのですけれども、何か一時代に比べて今のほうが窓枠のところとガラスのところと建物本体のところの間が少し遊びがあって、仮に建物が少しゆがんでも、ガラスが割れにくくなってきているというふうに伺ったことあるのですけれども、このセンターの場合は、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

健康管理課長 ガラス面と建具とのすき間の関係ということで理解をしてよろしいでしょうか。

〔(はい、そうです) と言う人あり〕

健康管理課長 特に確認はとっておりませんが、今回の飛散防止フィルムを張るに当たって、営繕課の職員、また今回施工をお願いするであろう業者の方にその辺の関係を見ていただいて、ご指導を仰いでおります。特に危ないところは避難経路となるセンターの正面入り口、また夜間診療所につきましては、開設時間が夜間でございますので、飛散防止を張ったほうがいいのかという助言に基づいて施工をするものです。

以上です。

宮岡治郎委員 フィルム張っていただくことは好ましいと思います。そもそもガラスそのものが比較的割れにくいような窓枠構造になっているかどうかを確認するということですね。

健康管理課長 後ほど業者等、それから営繕課の職員等に確認をさせていただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ健康福祉センター所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で健康福祉センター所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前 9時45分 休憩

午前 9時46分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、市民部所管のものについて、市民部長より説明を求めます。

概要説明

市民部長 議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第2号）の中から市民部所管のものにつきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。補正予算説明書12から13ページをごらんください。款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節雑入の財団法人自治総合センターコミュニティ助成金190万円につきましては、歳出の補正予算説明書16から17ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費の大事業、コミュニティ活動推進事業、中事業、自治活動推進事業、小事業、区長会補助金として、その総額を交付するものでございます。事業の内容といたしましては、宮寺・二本木地区区長会が夏祭り等で使用するコミュニティ備品を整備するものでございます。

続きまして、同じ補正予算説明書16から17ページでございますが、目15産業文化センター費、大事業、管理運営費、中小事業、諸工事費91万4,000円の増額につきましては、産業文化センターの豊岡中学校側のガラス壁面に飛散防止フィルムを張る工事を行うための経費でございます。

次に、目17防災・国民保護費の大事業、防災対策事業、中小事業、事務費317万5,000円の増額につきましては、衛星携帯電話の購入費及び通信通話料でございます。

また、大事業、自主防災組織育成事業、中小事業、防災リーダー養成事業65万4,000円の増額につきましては、防災リーダー養成講座を入間市連合区長会と共催で開催するため、連合区長会に補助金として交付するものでございます。

次に、目19交通対策費、大事業、交通対策事業、中事業、交通安全施設整備事業、小事業、事務費253万円の減額につきましては、信号待ちをする際の安全確保のための用地取得に伴う用地費、測量及び分筆委託料、電柱の移設費を計上しておりましたが、道路用地として取得することに変更となり、道路整備課へ予算を移すものでございます。

以上で市民部所管の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

堤委員 まず、産文のフィルムの関係ですけれども、これは張りつける面積というのはどれぐらいの面積なのですか。

自治文化課長 今回飛散フィルムを張る面積につきましては、場所といたしましては1階と2階のロビー側ということですが、全体面積としては約98平方メートルでございます。

堤委員 単価的にはどのぐらいなのですか。

自治文化課長 今回の補正予算では、平方メートル単価4,700円ということで見積もりをいたしました。

堤委員 それから、防災対策事業の衛星携帯電話の関係ですけれども、これは6台の使い方、要するに災害のときにだけ使うのか、日常的に何かの形で使われるのか、その辺運用状況はどのようなのか。

市民部参事兼防災防犯課長 ただいまのご質疑に対しましてですけれども、基本的には災害時における通常の固定電話あるいは一般で私どもも持っています携帯電話が不通となる可能性が大となりますので、そういう場合については、やっぱり衛星携帯電話を災害時に使用し、通常時にまず使うということはないと思います。よろしくをお願いします。

堤委員 そうすると、災害がいつ起こるかかわからないので、例えばの話で10年間何もなかったと。ということは、10年間そのままの状態で管理するしかないわけですよ、災害時の使用ということになれば。そういうことでいいのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 通常時ですと、電源が、例えば通信施設が遮断とかというのは考えられませんので、基本的に今堤委員さんがおっしゃったとおり、例えばですけれども、10年間何もなければ衛星電話は使わないということですよ、当然そうなるとは思いますが、ただし公務等でいろいろな形で、例えばそういう固定電話はつながるでしょうけれども、一般の携帯電話が通信が行き届かない地域がまだ、行き届かないというのは大変失礼な言い方かもしれませんが、まだ電波の弱い、例えば山間部だとか、そういうところに公務で何かしらの用事があった場合について、場合によれば、そういうところにはやっぱり貸し出しという形で携帯を持っていかせるのも一つの案かなとは思いますが。

堤委員 例えばの話だから、そういう山間部へ頻繁に職員が行くような用事というのは、そんなにないでしょうから、例えば月の基本料金なんていうのはどのぐらいなのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 基本料金は基本的に約5,000円でございます。

以上です。これ1台当たりですけれども。

堤委員 6台ですと、年間基本料金だけでどのくらいになるのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 今回の補正で言わせていただきますと、今回の補正ですから、10月以降ということで6台分の6カ月で消費税込みで約18万5,000円ちょっと見ております。

堤委員 本当、基本料金だけで、通年でいうと大体36万円程度ということですよ。今回購入するに当たって、いろいろ検討されたと思うのですが、今一番主に使われているのは海外に出張するとか、そういったときにレンタルで利用しているケースが非常に多いように聞く

のですけれども、例えばレンタル方式ということは今回の検討の中にはなかったですか。

市民部参事兼防災防犯課長 レンタルも検討していました。一般的なレンタルの場合につきましては、今堤委員さんが言いましたとおり、例えば海外出張で行かれるとか、あるいは山に行かれるとか、そういう短期間でのレンタル方式がある、あるいは1カ月、2カ月というタイプがあると。そうした中で、私どもいつ災害が発生するかわからない今日の事情を踏まえまして、通年それをレンタルするということは非常に購入よりかれこれ金額がかさむということで、今回それと同時に日々、日進月歩でいろいろ機種も変わってくるでしょうけれども、今回としては、やっぱり私どもとしては購入して、いざというような災害に、そういう通信手段の遮断が発生した場合についての情報の収集、そして情報の提供、運営等に役立てていきたいということで購入に踏み切りました。

堤委員 レンタルというのは、要するに災害発生時ですから、通年でレンタルする必要はないわけです。そうなったときに、維持管理そのものは私は常識からいって、レンタルのほうがはるかに有利だというふうに思うのです、ある一定の期間だけ借りるということであれば。そういうことなのだけれども、どちらもメリット、デメリットあるわけです。検討した経過の中で、どちらのデメリットが大きいのか、その辺の判断はどうなのでしょう。

市民部参事兼防災防犯課長 今回1社というわけにいきませんので、2社の営業の方にちょっと私どもそういう知恵はなかなか持っていないものですから、聞きまして、2社ともいざ災害が発生した場合におけるレンタルといいますと、急にはやっぱり手当てができない。今回もそうでしたけれども、手当てができなかったというふうなことで、今後業界としてはそういう台数はふやしてはいくのでしょうかけれども、そういう場合に入間市がすぐ例えば何台レンタルしてほしいといっても、やっぱりおこたえできないこともあるというふうなことで、デメリットがそういうところにあるということで今回踏み切りました。

堤委員 業者としてみれば、レンタルよりも購入してもらったほうが、それは情勢からしたっていいわけだから、だからその辺は業者側の意見ということではなくて、冷静にいろいろな情報を分析した上で、やっぱり対応したほうがいいと思うのです。確かに購入で自前で持っていれば、初動的にそれがすぐ使えるわけです。レンタルの場合は、携帯電話が来なければ、幾ら災害が発生して使いたくても使えないというデメリットがありますよね。そういったものをトータル的に考えたときに、今の時点では確かに要請にすぐこたえられないという状況があるかわからないけれども、これだけ今、日本中が震災ということに対して、もうぴりぴりしている段階では、業界だって相当努力すると思います。本当今は海外出張時に主に利用されている衛星携帯電話についても、やはり国内のそういった災害のときに、即被災地にそれが届くような、これは業界としての努力は、私は黙っていたってやると思うのです。ですから、そういった情報も踏まえて、どちらが有利なのかということもある程度やはり念頭に

置かなければいけないと思うのです。

例えば使わなくなったら基本料金は払っていかなければいけないということを考えると、やはりその辺はもうちょっとシビアに見てほしいなど。だけれども、決定的に量不足で、初期の段階で使えないということになれば、これは多少基本料金かかっても、やはり自前で持つことにこしたことはないという判断もできると思うのですけれども、今の状況がこれからずっと5年も10年も私はいくような状況ではないと、もっともっと手早く手に入る形は業界としても努力をしていくのではないかと思います。

今回の台風12号の被災地についてもKDDIが特別に衛星電話設置していますよね、ボランティアというか、無料で使えるように。こういった対応を見ていると、やはり日本全体が被災したということであれば、また別な話ですけれども、局部的にある数県が災害をこうむった場合には、私は今の業界ではそういった携帯電話の提供というのはそんなに品不足ではないのかなという感じがするし、実際にまだ海外に出ている人たちも、多くはそういったものを現実利用しているわけですから、そういう意味で総合的な判断という受けとめ方をし、せっかく購入する携帯電話については、日常の管理というものを大事にし、いざといったときに即機能しなかったら困るわけですから、だから定期的にその機能の健全性の確認とか、そういうものを含めて、やっぱり定期的に災害を想定した使い方というものも必要ではないかと思えますけれども、その辺どうなのでしょう。

市民部参事兼防災防犯課長 先ほども説明したとおり、災害が発生した場合に情報収集とか情報の発信というのはやっぱり災害対策本部としては非常に重要でございます。そういう場合に、一役必要ということでは購入に踏み切ったと同時に、毎年防災訓練もしております。そういうときに、そういう通信の確認、使い方の確認とか、そういうのは定期的にやっていって、せっかく購入ということではしていくわけですので、その辺について、やっぱり今委員が言われるようなことで、日常の管理も含めてそういう職員に周知徹底を図っていきたいというふうに思っていますけれども。

堤委員 6台のうち2台が消防本部ということで、残りの4台というのはどこに保管しているのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 6台のうち今委員が言いますように、2台については消防に貸し出しです。消防も緊急消防援助隊に埼玉県のほうに入っておりますので、そういう被災地への救助活動に向かうためには、どうしてもやっぱり必要となりますので、2台は貸し出しということで、残りの4台については、防災防犯課のほうで管理をし、あるいは必要とする、先ほど言ったとおり貸し出しをすとか、そういうような形で管理をしっかりしていきたいというふうに思います。

宮岡治郎委員 歳入のほうですけれども、説明書の13ページ、先ほどご説明のあった雑入で財団法人

自治総合センターコミュニティ助成金190万円です。この助成金というのは、毎年反復計上して、ほぼ同額が雑入になっているのでしたか。

自治文化課長 この助成金につきましては、前年度、ですから今年度で申し上げますと昨年の秋に第1次の申請をいたしまして、その内示が年度がかわったことしの4月、5月に内示が出てくるということでございます。内容的に定額助成ということではなくて、あくまでもこちらから申請した事業内容について審査し、事業、その額が確定するというところでございます。上限が250万円ということでございます。

以上です。

宮岡治郎委員 それに関連した支出なのですから、説明書の17ページです。市民活動推進費の中の大事業、コミュニティ活動推進事業、中事業、自治活動推進事業、小事業、区長会補助金で先ほどの説明で入間市はある特定の地域の祭りの備品の購入費に充てたということですが、これは輪番制という、各地域ごとに順番で回り回って備品の補助をしているというふうな形態ですか。

自治文化課長 若干ご説明させていただきたいと思いますが、今までの経緯がでございます。平成19年度までは、入間市連合区長会として入間市全体の自治会を対象とした備品整備をしてきたという経緯がでございます。ただ、それですと、平成20年度、平成21年度はこの交付の対象にならなかったということで申請もできなかったわけです。そういうところの中で、交付側が事業を緩和をさせていただきまして、地区単位で助成金を交付することができるというふうな経緯があります。昨年度からその対象が変わったということで、昨年が金子地区、ことしが宮寺・二本木地区というような地区を順番で回ってくるということでございます。その順番でございまして、今までは連合区長会全体ということですので、集中管理でこの市庁舎に備品があったということです。そういうこともありましたので、今度地区ごとに整備していくに当たっては、市庁舎から、市役所から一番距離の遠いところから順番を決めていこうということで、年次計画を進めているというふうなことであります。

以上でございます。

宮岡幸江委員 今の関連なのですから、そうしますと、今まで連合区長会のほうでこちらに保管していたものというものと、今度各地区ごとに整備されていきますよね。そうすると、今度それはその場で保管しておいて、こちらには結局ない、つまり連合区長会のものではなくて、その単独のものということで備品というのは設置されることになるのですか。

自治文化課長 基本的には、地区単位の区長会が所有する備品ということになります。ですから、平成22年度に買ったものということで金子地区の備品がもう既に整備されているということです。その備品については、金子地区の区長で行う事業について使われているということです。

ただ、足りない部分あるいはほかの地区で足りない部分でのお互いの貸しっことというのは、

当然やりくりをしながら使いやすい環境を整えているという状況です。

安道委員 16、17ページの交通対策事業のところですけども、先ほどの説明ですと、信号機設置の用地を確保していたけれども、道路整備のほうに移ったというふうなことでしたけれども、この場所についてはどこになるのでしょうか。限定された場所です。

市民生活課長 金子の桂橋を予定しておりました。

委員長 よろしいですか。

安道委員 はい。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 この際、委員として質疑を行いたいので、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いをいたします。

永澤委員、お願いいたします。

永澤委員 申しわけありません。先ほどの防災対策事業、衛星携帯電話で私も総括のほうでさせていただいたのですが、時間がなく、2回目の質疑ができなかったので、ちょっとここでさせていただきたいのですが、たしか災害時優先電話と併用して使っていきたいと。この衛星携帯電話に関しては、防災防犯課に災害のときに使うように保管しておくのだというようなご答弁だったと思うのですが、間違いはありませんか。

市民部参事兼防災防犯課長 そのとおりでございます。

永澤委員 素人の私が言うのもなんなのですけども、災害時優先電話はやはり携帯電話と同じで、中継局があるものなのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 今のご質疑の災害時優先電話というのは一般の携帯電話のことを指して、衛星携帯電話につきましては災害時優先とか何かではございませんので、一般携帯電話については災害時優先電話、私どもが持っているのは、個人で持っているのは一般的な携帯電話でありまして、その中でも携帯電話の中でも行政が持つものに対しましては、行政の契約本数につきましては、20パーセント以内で例えばNTTとかソフトバンクとかauとか各社が災害時優先電話ということで割り当てまして、いざ災害が発生した場合について、それぞれの基地局等の携帯電話各社、制限をかけまして、その一般より、個人のより行政が必要とする災害時にはかかりやすいというのはそういうシステムでなっていますけれども。

永澤委員 やはり基地局があるということは、そこが災害に遭ったときには、その災害時優先電話というのも意味をなさないのではないかと素人が考えるのですが、その反面、衛星電話というのは上から来るわけですから、どこが災害に遭おうとも、必ずつながるという解釈でよろしいわけですか。

市民部参事兼防災防犯課長 そのとおりでございます。

永澤委員 そうしますと、やはりどうして指揮命令官が常に携帯をしていないのかが私はすごく不思議なのですけれども、災害というのは必ず市役所に皆さんが集まっている状況で起こるわけではないわけです。そのときに、例えば市長が出張でいらっしゃらないとか、またご自宅にいる場合であっても、市長が1台持っていなければ、例えば防災防犯課の方が幾ら、ではさっき言った対策本部設けようといっても、最高司令官が持てと言わなければ、指揮そのものは動かないと思うのですという意味からいったら、衛星携帯電話というのは1本は必ず指揮命令官が持つべきだと思うのですけれども、どうしてそのような形をとらないのか、ちょっとその辺をお伺いしたいのですけれども。

市民部参事兼防災防犯課長 災害が発生した場合におきまして、例えば災害対策本部長となる入間市長が公務で入間市から離れたところにいるとした場合につきましては、その代理につきましては副市長が副本部長ということであり、それにはやっぱりその方が本部を立ち上げろとか、そういうことで指揮命令が出ます。今後につきましては、災害対策本部長となる市長が公務のために遠いところに、例えばさっきのご質疑ではないのですけれども、海外に行っている場合につきましては、今後私どもで今4台を保有するというにはなっていますけれども、その際につきましては、そういう場合はどうするのかということは秘書課と今ちょっと話しておりますので、場合によっては持っていただくと。

ただ、一般の携帯電話、こういう小さいものではございません。こんなでかいものでございますので、重量もありますけれども、重量云々にかかわらず、公務で行った場合についても携帯をするかどうかというのは、ちょっと秘書課と今協議は進めておりますので。

永澤委員 今の木下市長は、比較的町なかに住んでいらっしゃいますから、問題はないと考えていらっしゃるのかもしれないのですけれども、例えば立川断層で金子とか宮寺、二本木が分断された場合、そういうときに市長がそちらのほうにお住まいの方だった場合には、公務でなくても夜中であっても駆けつけられないという形が起きてしまうと思うのです。そのときに、一般の携帯電話で基地局がなくなってしまうと、そういったときに、市長と全く、今回のこともすべて想定外のことが起きていろいろなことが起きているわけですから、重いとか、せっかく買うのであれば、指揮命令官が持っていなければ本当に無用の長物になってしまうような気がします。ですので、もうぜひともこれは命令官に1台は持っていただいて、どこにいても市長ときちっと連携がとれるようなシステムを今後つくっていくべきだと考えているのですけれども、要望にとどめておきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

市民部参事兼防災防犯課長 議会のほうの一般質問でも、一般の携帯電話の災害時優先電話の云々というご質問を受けまして、今回私どもNTTとすべて契約でございますので、NTTにお願いしまして、特別というわけではないのですけれども、今回の震災もありましたので、相当

数災害時優先電話に切りかえさせていただきました。そういう中で、その一つとしては、市長の専用とする携帯も災害時優先電話に入れていただきましたので、1つずつその情報のやりとりとか、その発動態勢の確立のためというのは少しずつできているのかなというふうには思っていますけれども。

副委員長 それでは、委員長席を委員長とかわりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ市民部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で市民部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、福祉部所管のものについて、福祉部長より説明を求めます。

概要説明

福祉部長 議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち、福祉部所管のものについて概要をご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明いたします。予算説明書10から11ページをお開きいただきたいと思えます。初めに、款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、埼玉県高齢者と地域のつながり再生事業費補助金474万5,000円の増額は、歳出における高齢者等地域ネットワーク支援事業費に対する10分の10の補助金を県から受け入れるものであります。

同じく児童虐待防止対策緊急強化学業費補助金600万円の増額は、児童虐待防止対策の体制強化に取り組みを行う市に対する10分の10の補助金を県から受け入れるものであります。

次に、12から13ページでございますが、款19繰入金、項2特別会計繰入金、目3介護保険特別会計繰入金705万4,000円、目6後期高齢者医療特別会計繰入金194万1,000円の増額は、それぞれ各会計の平成22年度歳入歳出決算確定に伴う精算分を繰り入れるものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書20から21ページをお開きいただきたいと思えます。初めに、款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費、小事業、福祉総合システム運用事業630万円の増額は、平成23年10月1日施行の障害者自立支援法の改正に伴う福祉総合システムの改修に要する経費を計上したものであります。

同じく目3老人福祉費、小事業、高齢者等地域ネットワーク支援事業474万7,000円の増額

は、高齢者の緊急時に救急隊等に情報を伝える手段として、ひとり暮らし高齢者等に救急医療情報キットの配布及び高齢者等地域ネットワーク事業のPRカード並びに要援護高齢者見守りマップ作成のための経費を計上したものであります。

同じく大事業、介護雇用プログラム事業201万5,000円の減額は、埼玉県緊急雇用創出基金を活用し、介護施設において失業者を雇い入れ、働きながら資格を習得させる事業を介護保険事業者に委託するものであります。事業者からの実施計画額が減額となったためでございます。

同じく目8介護保険費、小事業、介護保険特別会計過年度繰出金1,661万2,000円の増額は、平成22年度決算確定による精算分を繰り出すため、計上したものであります。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、大事業、事務費303万7,000円の増額は、児童相談の増加に伴い、家庭児童相談管理システムの導入並びにそれに伴う消耗品の購入をしたいため、計上したものでございます。

同じく目2児童保育費、大事業、民間保育所運営費補助金372万3,000円の減額は、当初おおぎ保育園が園舎の建てかえを計画しておりましたが、震災の影響で建築資材の調達が難しくなったため、平成24年度へ繰り延べとなったため、借入れ利子補助金を減額するものであります。

同じく目3保育所費、小事業、一般職給与1,681万4,000円の減額は、保育所の正職保育士の育児休業者及び退職者分を減額するものであります。

同じく大事業、保育所耐震化推進事業220万5,000円の増額は、公立保育所7施設の建物の地震に対する安全性を調査するため、計上したものであります。

以上で福祉部所管の概要説明を終わります。

なお、詳細については、担当課長より答弁いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

安道委員 まず、歳入のほうですけれども、10から11ページのほうで児童虐待防止対策緊急強化事業の600万円、総括質疑でもお聞きしたのですけれども、もう少し知りたい点がありますので、この間児童問題等々に関する相談件数が急増しているというふうなことで、ここ数年でも部長答弁では平成18年で2,913件だったのが平成22年には5,080件と本当に増加している状況だなということを数字でもわかったのですけれども、昨年の決算でもその点が出されてきて、1名増員をとというふうなことで私たちも求め、この4月から3人体制というふうになったわけです。それはよかったなというふうに思っているところですが、今回それと管理システムをつくると。確かにそういった管理システム機能も必要になってきているのだと思うのです。この間の答弁の中では、そういった入力等々については、別枠で人員確保するとい

うふうな答弁があったかと思うのですけれども、それは確保されているのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 この記録の入力の関係につきましては、過去に既にもう実際に相談業務始まってございます。今までは相談員の方が紙媒体のほうに記録をしているのですけれども、実際に今度入力するに当たりますと、過去の分につきましては、パート職員を雇用しまして入力作業をしていただくということで、その後のシステムが導入された以降につきましては、相談員みずからが入力をするというふうなことを考えております。

安道委員 そうすると、創設するに当たって確保したと、継続的な人員ではないというふうな認識でよろしいですか。

〔(はい) と言う人あり〕

安道委員 それも必要だと思うのですけれども、個人個人でそれを使っていくというふうなことになりますと、やっぱり一定の研修等々も必要かと思えますけれども、あるいは補助していくような、そういうふうなことも必要かと思えますけれども、そういった手だてというのは今後とられていくのでしょうか。

また、1名増員されて改善はされてきていると思えますけれども、今後1名増で対応というのは大丈夫なのか、それから相談員の人員についてですけれども、今後の見通しと伺いますか、また相談件数も多様化している、複雑化しているというふうに思うわけですが、そういったことについての研修、講習あるいは他の課との連携強化というふうな点での対策等々はどのようになっているのかお願いします。お聞きします。

福祉部参事兼児童福祉課長 幾つかご質疑があったのですけれども、もし答弁漏れございましたら、ご指摘のほういただきたいと思えます。

まず、今回現状2名の相談員に加えまして、1名この4月から配置のほうをさせていただきました。相談件数のほうも年々上昇傾向にありまして、現在ですと、平成22年の実績でいきますと、約1日20件の相談があると。これは児童相談ですから、いろいろな虐待の通報ですとか、そのほか継続している相談等もございしますが、1人当たり10件程度を相談業務を持っていたわけなのですけれども、3人体制になりまして、単純に割り返しますと、7件前後の1日の相談件数というふうなことでございます。これから先、相談件数増加していかなければ本当にいいのですけれども、現状ですと、まだ増加傾向にあるのではないかなというふうなことから、今後の状況を見ながら、現体制3名を随時ふやしていくとか、そういうことも必要かなと思えます。

また、記録のほうの入力につきましては、現在の相談員さん、家庭等でもパソコン等活用してございますので、入力等の作業は皆さんできる状況でございします。

それから、研修等につきましては、入力の研修につきましては、ある程度パッケージ型のもを導入するという考えでおりまして、これは普通にワードの書式で入力していけばいい

ような状況なものですから、入力には特に支障はないかなと思います。

それから、相談員の研修等につきましては、年に数回所沢児童相談所ですとか、または県のほうでもこういった研修のメニューがございますので、そちらのほうに参加をして、研修を受講しているような状況でございます。

以上です。

安道委員 そういう研修等々も必要になってきているのだろうというふうに思いますので、きちんとそういったところに参加できるように保障していただきたいというふうに思います。

他の課との連携というふうな点でのそういった対策というのはどういうふうにとられているのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 他との連携状況ですけれども、要対協というのがございます、略して。要保護児童対策協議会というのがあるのですけれども、これは庁内でも関係各課、教育委員会を含めまして健康福祉センターですとか、外部では所沢児童相談所、警察等々も協議会のメンバーに入っておりますので、これらとは定期的に連絡調整をとると同時に、月1回実務者の会議というのがございますので、これについては今問題になっているケースを取り上げまして、その中で今後の方向性等、見出していくというふうなことをやっております。

安道委員 幼児虐待というふうなケースというのは、入間でも把握できているのか、またそのケースはやっぱりふえてきているのかどうなのかという点の把握はどうなっていますでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 確かに幼児の虐待件数は過去に比べれば多くなってございます。これにつきましては、健康福祉センターの健康管理課のほうと、例えば3カ月健診の未受診者等があった場合に、その家庭を保健師さんと、またうちのほうの家庭児童相談員で訪問して、その状況を確認するというふうな手だても講じております。

安道委員 済みません、数字で件数等々もしあれば。

福祉部参事兼児童福祉課長 手元に今ちょっと細かい乳幼児相談の件数は持っていないのですけれども、身体的な虐待につきましては、これ決算のほうでもご報告させてもらっているのですけれども、平成22年度が127件で、前年平成21年度、173件に比較しますと、若干は減っている状況ですけれども、小さいお子さんについては、ふえているような状況だと思います。

宮岡幸江委員 ただいまの関連なのですけれども、歳入のほうの600万円のうちの職員増の相談員のことなのですけれども、これにつきましては、入間市も子育て応援タウンに向けてやっていきますというのを多分次世代育成支援行動計画でしたかしら、にのっていると思うのですけれども、その職員の一人として、つまり相談員もふやすということがあったと思うのですけれども、それも関連した職員の増なのですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 ただいまの関係につきましては、この1年はそれを見越してございません。企画サイドのほうから平成24年、来年4月ですか、そちらのほうの正規職員の1名増員

というふうな形でお話のほうはいただいております。ですから、来年4月1日には今現在の家庭、児童相談担当のほうを含めまして正職1名増というふうな形になろうかと思えます。

宮岡幸江委員 ということは、あくまでもこれは児童虐待のほうの、そちらというか関係で、応援タウンといいたいでしょうか、つまり入間市にある各支援センターとの連携など、学校や何かの連携を含めての仕事がこの人たちはふえるのかなと、ちょっと心配したのですけれども、それはまた別の職員がそこに配置されるということで理解してよろしいのですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 1名増員につきましては、その子育て支援担当ということではございませんが、現状でも今担当職員おるのですけれども、家庭児童相談も含めた形の増員ということで、現担当等含めましてやらせていきたいなと思っています。

堤委員 県費で行われる高齢者等地域ネットワーク支援事業なのですけれども、先ほどの説明ですと、ひとり暮らしの高齢者ということなのですけれども、対象となる人数というのはどのくらいいるのですか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

ひとり暮らしの高齢者、これは毎年1月から2月にかけて民生委員さんの方に実態調査をしていただいているのですが、昨年度の件数が3,200世帯ございましたので、それをベースに今回考えております。また、今回につきましては、日中のひとり暮らしの高齢者、こちらのほうはあくまでも推定でございますけれども、3,000世帯を予定しております。ですから、合わせまして6,200世帯というふうな形で考えております。

以上でございます。

堤委員 この事業を推進するタイムスケジュールをちょっと説明してもらえますか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

スケジュール的には、まだ確定はしてございませんけれども、この関係につきましては、高齢者等地域ネットワーク推進会のご協力をいただきまして、行う事業でございまして、その関係もございまして。また、今回の予算をお認めいただいた後に説明会、また協議会等を開催する予定でございますので、まだはっきりとスケジュールは申し上げられないのですが、一応予定といたしまして、ことしの10月から11月ぐらいにかけまして、今回の配布の関係のネットワークの協議会を開催したいと思います。その際には、消防等の関係者も踏まえまして協議を行って、内容について最終的に決めたいというふうに思っております。

それから、その後に民生委員さん、実はきのう民生委員さんの役員会もございましたけれども、そのネットワークの今お話ししました協議会を終了した後に説明をいたすわけなのですが、調査が1月ということで、いつも12月ぐらいに実態調査のお願いをしておりますので、その際に今回の配布の関係につきましてもご説明を申し上げまして、1月から2月にかけて実態調査と一緒にいきますので、各高齢者の世帯のほうにお伺いして配布をするというふう

な形で考えております。

以上でございます。

堤委員　そうすると、ぎりぎり年度末ということですよ。これは具体的に個人情報を入力するわけですけども、問題は配布だけで終わってしまうと、実際に緊急要請があって現場へ行ったら、何も書いていなかったということもあり得るわけです。ですから、相当丁寧な説明と、それから場合によっては必要事項を第三者が記入するような、そういう事態も想定できますよね。そういったことも今含めて考えていますか。

高齢者福祉課長　お答え申し上げます。

今お話あったとおりでございます。中身につきましては、カードの内容につきましては、消防署のほうでも既に作成済みでございます。その点は結構なのですが、やはり対象者が高齢者ということで、例えば病歴等もご自分で書くことも難しいのかなという部分もございますし、その辺につきましては、もちろん十分民生委員さんをお願いして、伺ったときに、できれば記入もお願いするような形で考えておりますけれども、それ以外に地域包括支援センター等もございますので、そちらのほうでもし書けない場合は、そういうところをお願いするということが想定しながら、なるべくそういうことは落ちがないように、説明のときに事務局の職員も含めまして、その記入の余り手間がかからない、また正確に記入できるという方法を現在検討しておりますので、そんな形で補てんをして、落ちがないような形で考えております。

また、今後この情報につきましては、例えば1年たつと、その情報が変わる可能性もございますし、1年で中身を変えるというのはなかなか難しいとは思いますが、今後はその情報の確認をしながら、追加等、また変更等も考えていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

堤委員　問題は保管場所です。冷蔵庫ということだから特定はできるのですが、それぞれの家庭で冷蔵庫の使い方というのはさまざまなパターンがあると思うのですが、これはどこか冷蔵庫のどっち側とか、そういう固定の場所というのは指定するのですか。

高齢者福祉課長　今お話がございましたように、冷蔵庫という問題、これは原則冷蔵庫という形で今は考えておまして、冷蔵庫というのは、これは例えば災害が起こったときにも安全でありますし、壊れにくいというのもございますし、またどこのご自宅にもほとんど必ずある電化製品でございますので、そういう意味も含めまして冷蔵庫というのを原則考えておりますが、ここにありますよというシールも一緒につくりますので、そのシールを例えばですけども、冷蔵庫以外のところに置くと、どうしてもそういうところに置かなくては、ちょっとうちは困るというのも多分あるのかなというふうに思っておりますので、そういうものも含めまし

て、原則冷蔵庫を考えておりますけれども、それ以外の場所の保管ということも考えられるのではないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

堤委員 そうすると、保管場所を示す矢印とかそういうたぐいのものでしょうか、すぐわかるという。

高齢者福祉課長 その保管場所のシール、まだ原稿はできておりませんが、キットのところにもついていますし、またそれをここにありますがというマークなのですから、例えば入間市の市章みたいなものと考えていただければいいと思うのですけれども、そういうシールをつくれますので、それを保管場所のところに張っていると、この中に入っていますよというのがわかるような形で、一緒に作成をする予定でございます。

以上でございます。

堤委員 緊急時の場合の対応ということですから、救急隊がカードを探すようなことだと困ると思うのです。ですから、その辺を慎重にやってほしいということと、あと援護者マップの作成費用も入っているということなのですか。これは防災で使うマップですか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

このマップにつきましては、もちろん今お話しするように防災の関係にも使えるのですが、ふだんの民生委員さん、また地域包括支援センターとの連携等の活動を助ける一つの重要な資料という形でマップをつくりたいというふうに考えておりますので、防災専門用のマップではございません。

以上でございます。

堤委員 イメージがわくようで、ちょっとわからないのですけれども、例えば各地区ごとの地域をピンポイントで示すような、そういうものですか。

高齢者福祉課長 各民生委員さんのやはりエリアというのはございまして、そのエリアの地図、ですから1つの例で申し上げますと、例えばA民生委員さんの地域が、では周囲1.5キロメートルだとしますと、その地図を全部拡大したものをつくりまして、そこに要援護者のAさん、Bさんというのを落とし込んでいくという地図でございます。そういうものを今作成をしたいというふうに考えておまして、それを見れば、ほかに他の情報等も入ったものを民生委員さんはふだんご用意しておりますので、それと地図が一致するような、そういう形で考えております。

以上でございます。

堤委員 これは経年変化していくわけですが、どういう対応を考えますか。

高齢者福祉課長 その関係につきましては、先ほども申し上げましたが、年に1回、高齢者等の実態調査も実施してございますので、そういう点が1つ。

それから、転入者とか転出者等の関係もございまして、そういうものをふだん民生委員さ

んの活動の中で入れていただいていますので、そのマップの中に入れ込む作業としては、そんなに難しい作業ではございませんので、それをぜひ入れていただくようお願い申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

堤委員 ネットワークの推進委員会をお願いをするということなのですから、これはもう全対象者世帯をくまなく訪問しなければならないということなのですから、物理的にこの作業というのはどのくらい考えていますか。

高齢者福祉課長 実はその辺につきましては、今いろいろな想定をしております、民生委員さんの要援護者の例えば去年のこれは関係で申し上げますと、1人で40軒とか50軒を見るような方も中にはいらっしゃいます。ほとんど平均しますと、そのエリアの中にいらっしゃる方が10軒程度という結果が出ておりますけれども、そういう方も含めまして、非常にご負担も申し上げることになりますので、時間等もかかるのかなというふうに思っておりますけれども、全体的なものについては、今検討をしておりますので、ちょっとこの時点では大変申しわけないですが、こうだということはちょっと申し上げられないので、今後検討していくということでお許しをいただきたいと思っております。

以上でございます。

堤委員 対象が6,200人ということですから、これを例えば単純に1回訪問して説明をして、十分趣旨を理解して内容を本人が書き込んで、しかるべき場所に保管するという、1回や2回の訪問ですんなりいくような事業ではないと思うのです。相手が高齢者ということであれば、余計やっぱりその辺は時間かかる問題だと思うのです。1月から2月にかけての実態調査でそれがはっきりするわけです。それから、実際にPRで動くわけでしょう。実際に今わかっている人は、即民生委員が対応とかそういうことはできるのでしょうかけれども、日中1人になるという実態というのは、正確な数字というのはよくわからないわけですね、推計でしか。

高齢者福祉課長 その実態調査で出てきた結果を見させていただきますと、日中独居も含めて、かなり細かい数字が実際出ております。ですから、先ほども申し上げたとおり、去年のベースで3,200世帯というのが、これは既に調査をしておりますので、わかっている数字でございます。心配なのは、日中の独居の高齢者の方につきましても一応民生委員さんの実態調査で数字が出ておりますけれども、ちょっと今数字が手元になくて申しわけないのですが、出ておりました、実態については、かなり把握をしている結果となっております。そういうことを考えれば、もちろん今回で去年の3,200世帯にプラスアルファが当然出てきますし、また日中独居の数も当然ふえるかなというふうには思っておりますけれども、そういうものにつきましても、結果をいただいた限りでは、かなり細かい数字が出ておりますので、ちょっと今後の数値等はわかりませんが、若干ふえる程度かなという形で考えておりますので、その実

態調査の結果をもとに進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

堤委員 これはやっぱり緊急の対応ということですから、例えば今すぐにでもそういうものがあつたほうが効果的だということは言えるわけです。ですから、早目早目のやっぱり対応と、しっかりと説明をしてもらって、せっかく配ったカードが所在がわからないとか、記入もされていなかったとか、そういうことになると、当初の目的から外れてしまうわけなので、そういった記入がされたということがある程度どういう形になるかわかりませんが、確認していくような、そういうフォローも必要だと思うのですが。

高齢者福祉課長 今お話あったとおりでございますので、今後周知等につきましても広報等でももちろん行いたいと思いますし、また細かい記入の仕方、そういうものについても本当に漏れがないように、また確実にできるように検討して実施をしたいというふうに思いますので、その辺は今後努力をしていきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上でございます。

堤委員 参考までに、消防本部でつくったカードをサンプルとしていただけますか。

〔(委員長、ちょっと……) と言う人あり〕

委員長 許可します。

〔資料配付〕

小出委員 歳出の21ページのほうで老人福祉費の中の介護雇用プログラム事業、201万5,000円減額ということなのですが、これ介護施設が介護職員を雇うことに対して補助していくということではいいのですか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

この関係につきましては、介護施設におきまして、今お話あったとおり、失業者を雇い入れまして、就業させるとともに、ホームヘルパーの2級の資格を習得するというような、そのための事業でございます。そんな関係で、今回マイナスということで補助させていただいておりますけれども、この関係につきましては、先ほど部長のほうから答弁させていただいたとおり、相手側の雇用形態による減額ということで、向こうの計画によって減額になりました。これは最大限で一応見積もっておきましたので、そういう意味から雇い入れた環境等も含めまして、相手のほうから減額をしたいというふうな申し出があったものでございます。

以上でございます。

小出委員 介護施設は本当に職員さんが不足していて大変で、それで失業している方もいっぱいいらっしゃるというところで、私ら考えると、予算が余るといふか、相手から要らないと言われていたと同じことなわけですが、これがちょっとどうしてなのかなと考えてしまうのですが、その辺についてはどういう見解がございしますか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

この件につきましては、確かに増額ではなくて減額ということなので、私のほうもその対象施設のほうに確認をさせていただきました。その結果、今回につきましては、当初は4月から雇用するという予定でももちろん計画してあるわけですが、現実的には募集をしてなかなかそういう方があらわれなかったといえますか、そういうこともあったわけなのですが、雇用期間が当初から3カ月ずれてしまいました。ですから、7月1日から採用というような形になった点が1つです。

それから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、一番この中身で大きなものは、やはり賃金、人件費のことになりますけれども、その人件費は当初1日当たり9,000円程度を見込んで予算を立てました。それが実際これは雇用したときに、雇用先は入間老人ホームでございますけれども、ほかの方も同時に雇用を今回したと。そのときに、年齢が実はお二人とも50代の方で、お二人を雇用したということで、1人の方がこのプログラムを使って行っているわけですが、そのくらいの年齢の方を雇用したということなのですが、あと現在老人ホームのほうで働いている方の介護職員との処遇の関係も考えまして、1日当たり正確な金額は教えていただいてないですが、1日約7,000円ぐらいの賃金を見込んでお支払いをする予定だということでございます。

以上でございます。

小出委員 これは施設のほうは募集して、応募に来た人が働いてやめてしまったとか、そういうケースはあるのですか。

高齢者福祉課長 今回のことにつきましては、通常はそういうことはよくあるということなのですが、今回のプログラムで採用した方については、その後今現在ヘルパー2級の資格の養成講座のほうに行っているということは聞いておりますけれども、その講座を修了することも目的ですし、また就業が目的ですので、やめられる意思は今ないということで、それも確認をさせていただいています。

以上でございます。

小出委員 これはちょっとあれなのですが、もっと例えば応募がいっぱい来たら、それに応じて市のほうも確保していくという形なのでしょうか。

高齢者福祉課長 今お話があったようなことは物理的には可能なのですが、実はこれはこのプログラムにつきましては、昨年度も実施しましたが、そのときは残念ながら手を挙げていただく方がいいますか、対象者が失業という条件がございますので、そういう方がいらっしゃらなかったということ、また施設側とのミスマッチといえますか、雇用の期間とか時間とか、いろいろな条件によって、それが現実的には雇用ができなかったという状況がございますので、ちょっと一概に言えないのかなというふうに思っております。

以上です。

小島委員 介護雇用プログラム事業のことなのですが、これ先ほどからホームヘルパーの2級を取得させることが目的であるということと、失業者であるというのが条件になっていますが、特にホームヘルパーの2級を取得させるにはどのぐらいの年月が必要なのか、それがとれるまですべてこの中から補助として出せるものなののでしょうか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

養成講座を今受講しておりますけれども、約3カ月ぐらいかかります。講座については、例えば通信教育とかいろいろなやり方ありますけれども、現在この関係で行っていらっしゃる方は、所沢のほうの養成講座のほうを受講されているということになっておりまして、大体3カ月ぐらいということで聞いております。

以上でございます。

小島委員 資格としては、これは国家的なものになるのか、それとも県なのか、地方のほうの認定みたいな形になるのか、どうなののでしょうか。

高齢者福祉課長 済みません、これは国家資格ではありません。

以上でございます。

宮岡治郎委員 21ページ、障害者福祉費の中の大事業、障害者福祉事業、中事業、福祉総合システム運用事業、今システム改修に伴う委託料の増額ということですが、勉強会で10月から2つのサービスを開始するとか伺ったのですけれども、具体的にどういうものがこのシステムに加わってくるのでしょうか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 昨年12月10日に成立しました障害者自立支援法等の一部を改正する法律案というのがございまして、今回10月1日の改正につきましては、1点目は今地域生活支援事業で行っております移動支援事業、この中で重度の視覚障害者に対して同行援護が、障害福祉サービスとして、個別給付化されるのが1点。

もう一点は、グループホームの利用者の方の家賃について、非課税世帯につきましては月1万円の助成をするという2点でございます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、この際委員として質疑を行いたいのので、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いをいたします。

永澤委員 済みません、これも総括で私のほう、質疑させていただいたのですけれども、児童福祉総務費の事務費、先ほどもご答弁さまざまあったのですけれども、ここで入れるシステムの現在の見積額はお幾らになるのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 ちょっと担当主幹のほうから答弁させますので、よろしくお願ひします。

児童福祉課主幹 今システム購入するに当たって、3社、業者のほうがこちらのほうに来ていただいてまして、参考にデモのほうもさせて、担当のほうで見させていただきました。その際、見積書も参考見積もりということで上げていただいているのですが、今補助金のほうの歳入が600万円なのですけれども、入間市のほうは中堅都市ということで、児童虐待防止の補助金が上限600万円で、そういった情報も業者のほうは情報収集しているのかなという、これは推測なのですが、業者のほうは600万円ということで参考見積もりということで、こちらのほうはちょうだいしております。

以上でございます。

永澤委員 そうすると、600万円の補助金というか、それをいただいて、入間市の考え方としては、そのうちの300万円は人件費として児童相談員のほうに回したわけですね。残り300万円ということで、実際にそれが300万円で購入できるものなのか、ちょっとその辺がわからないのですが、

福祉部参事兼児童福祉課長 今担当のほうからお話があったと思うのですが、県の補助金が600万円つくということで、参考ですが、隣の狭山市さんにつきましては、このシステムの導入費用600万円を補正予算のほうに計上のほうはしているやに聞いております。入間の場合300万円ということなのですけれども、これはあくまでもこれからうちのほうから仕様を考えまして、300万円の範囲でできるような委託かなというふうに考えております。ですから、これがいろいろなオプションをつけると、例えばもっと400万円、500万円かかるというような形になるかと思ひますので、入間市のほうとしましては、各個人の台帳等、データベース化できるような形、それからだれが見ても過去の相談者の経過がわかるようなもの、それから年度末における集計業務等、県に報告するのがござひますので、それらがシステムから打ち出せればいいのかなというような形で考えております。

以上です。

永澤委員 これは300万円、600万円とやはりちょっとどちらにしろすごい金額だと思ひます。これは県の児童相談所とか保健所とか、そういったところと今後ネットワーク化されるために、これだけの額を使ってシステム化するという、そういう県の見通しとかはあるのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 現状導入するシステムにつきましては、そこまでは考えてござひません。例えば児童相談所とか警察から相談者の関係について問い合わせ等があった場合に、たまたまその相談を担当している職員がいないときでも、他の相談員が画面上からその方の経過等、説明できるような形のものと考えてござひます。

永澤委員 私、やっぱり児童虐待の一番の問題点というのは、土日とか夜に例えば通報があったと。その人の情報が即座にわかるというのがベストだと思ひます。それをやはり行政がお休み

のときに入手できなければ、すごくタイムラグが発生してしまって、なかなか助けに至らないというケースもあるのではないかとあって、これを市の方にこうやって言ってもしょうがないのですけれども、県のほうがそういうシステムをきちっとつくって、相談と私たちが押さえているものと、ある意味警察が押さえたものが一体化していくというのが一つの理想だと思っております。ですから、こういうシステムを入れるのも、県が入れて、子供として市に導入していくというのが理想だと思っております。ぜひともこれは現場として要望していただきたいと思っております。

そういう上で、今回600万円の予算である意味こういう補助金が各市におりるぞというのが業者さんには言い方失礼ですけれども、あるわけですよ。入間市は600万円だ、狭山市は600万円だ、所沢は800万円だと、その市の大きさによって決まっていくと思うのですけれども、その額を見越して業者さんというのは売り込みに来るという、そういうことで来られると思うのです。それに乗っかるか乗っからないかはその市の考え方だと思うのですけれども、私はネットワーク化をされないのであれば、エクセルとかワードで今見させていただいた情報システムというのは、幾らでも情報システム課が開発できる程度の、ある意味紙ベースがパソコン化されたというだけのものだと思うのです。それは幾らでも今のちょっとしたワード、エクセルに考えが深い方であれば、できるシステムだと思うのです。ここに300万円かける意味と、家庭児童相談員さん1人の300万円というお金が同じというのが本当に私は納得できないのです。この児童福祉課の中だけで見るのであれば、それも幾らでもパソコンの中で同じフォルダ共有することできるわけです。その辺の予算のお金の大事さというか、それをちょっともう一度考えていただいて、言ってきたから入れるのではなくて、総括のご答弁でも児童虐待の補助金については、人材の養成にも使えるという。先ほどの安道委員の話にもありましたけれども、これからいろいろな意味の相談がふえていく意味で、家庭児童相談員さんの研修というのを充実させていくのにも使えるお金ではないかなと思うのですけれども、その点、見直しも含めていかがお考えでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 確かに相談員の増員ということであれば、その相談の1人当たりの相談件数の減少というのは、これ目に見えてわかりますけれども、例えば平成23年度、この補助金を使いまして1名の相談員の人件費に充てさせてもらっているのですけれども、これが2名、3名になりますと、来年度以降、この補助金がつけばいいのですけれども、既につかないやに聞いてございます。そうしますと、増員した相談員の報酬につきましては、市単独費になってしまうということで、今度は人件費のほうがかさんでくるのかなという心配もございます。

参考でございますが、今回この平成23年度の補助金を活用しまして、実際に川越とか三郷市というのはこのシステム、もう既に導入してございます。県内ですと、7市、狭山、朝霞、

行田、北本、八潮、川口、鴻巣、入間といったようなのが今回この補助金を活用して、このシステムを導入するというような予定でございます。

今後このシステムを導入することによって、先ほども再三申し上げましたが、例えば担当が不在のときに、このシステムから他の相談員等が台帳等を確認しまして、相談のほうに充てられるのかなというふうな気がしまして、決して私どもは無駄なものではないのかなというふうな考えてございます。

以上です。

永澤委員 1人ふやせと言っているわけではないのです。今の方のスキルを上げていくべきではないかということをお私申し上げているのです。今回家庭児童相談員さんとして採用された方は、何か今までの経歴とか資格とか、そういうのはどういったところを考慮されて入れたのか、ちょっとお伺いいたします。

福祉部参事兼児童福祉課長 今回採用された方につきましては、過去に大学等もそちらのほうの専門の学校を卒業している方と、児童福祉司の資格を持った者を採用させていただいております。

また、研修等につきましては、先ほども申し上げました児童相談所、それから埼玉県の中で家庭児童相談員の無料の研修等ございまして、こちらに積極的に派遣するようにしてございますので、よろしく申し上げます。

永澤委員 それでは、最後にいたしますけれども、本当にそれが300万円の価値があるかどうか、もう一回やっぱり情報システム課の方々と考えていただきたいと思います。やはり反対に今の大学を出て児童福祉司の資格を取っていて300万円というのは、反対に言うとは非常に申しわけないなという金額だと私は思うのです。ですから、そういう方があと1時間でも残業できれば、もうちょっと相談に応じることができた。例えばやはり時間外でも自分が一生懸命動いていらっしゃるところもあるかもしれない、自分の携帯を使って、その方と連絡をとる場合もあるかもしれない、そういったところに補助がおりるような形の使い方も私はできるのではないかなというふうには思うのです。要望にとどめさせていただきませうけれども、これは市全体に言えることなのですから、安易にシステムがやりやすいから簡単に入れるというのはどこかで歯どめをかけないと、全体の予算としては非常に大きくなっておりまして、一つ一つ入れるときに、ぜひともこれは市の中でつくれるのではないかというのがあればお考えをいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。お伺いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ福祉部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で福祉部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについて

の質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時24分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、教育総務部所管のものについて教育総務部長より説明を求めます。

概要説明

教育総務部長 議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第2号）の中で教育総務部の主なものの概要について説明させていただきます。

最初に、歳入から説明をさせていただきます。説明書の10ページから11ページをごらんいただきたいと存じます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目9教育費国庫補助金、節2中学校費補助金、教育施設等騒音防止対策事業費補助金1,962万2,000円の増額は、北関東防衛局長から金子中学校校舎併行防音工事等補助金としての内示を受けるとともに、平成23年度分の年割額を受け入れ、計上したものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。36ページから39ページをごらんいただきたいと存じます。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、大事業、職員給与費387万3,000円の増額は、再任用フルタイム給食調理員の人員増に伴うものであります。

大事業、教育支援事業、210万8,000円の減額は、小中学校ICT支援員巡回配置委託料が確定したことに伴うものであります。

次に、項2小学校費、目1学校管理費、大事業、小学校管理運営費、中事業、管理費、小事業、維持管理費1,794万5,000円の増額は、埼玉県緊急雇用創出基金事業を活用し、小学校施設の中低木の剪定、トイレや側溝の清掃、手すりや遊具の塗装などの美化事業として計上したものであります。小事業、修繕費550万円の増額は、小学校施設の廊下や遊具などの修繕料を計上したものであります。小事業、諸工事費173万3,000円の増額は、西武小学校給食用リフト及び豊岡小学校遊具等の改修工事費を計上したものであります。

次に、大事業、小学校耐震化推進事業2,467万6,000円の増額は、藤沢東小学校、藤沢北小学校、東町小学校の校舎耐震補強等工事实施設業務委託費4,075万9,000円を計上したものであります。なお、設計等に相当の時間を要することから、繰越明許費とするものであります。また、当初予算で計上した扇小学校及び東金子小学校の実施設業務委託契約額が確定しましたので、その執行残1,608万3,000円を減額するものであります。

次に、項3中学校費、目1学校管理費、大事業、中学校管理運営費、中事業、管理費、小事業、維持管理費1,233万7,000円の増額は、小学校と同様中学校施設の美化事業として計上

したものであります。小事業、修繕費180万円の増額は、中学校施設の便所の扉や照明器具などの修繕料を計上したものであります。

次に、項4 幼稚園費、目1 幼稚園費、大事業、幼稚園管理運営費、中事業、維持管理費、112万2,000円の増額は、小中学校と同様幼稚園施設の美化事業として計上したものであります。

大事業、幼稚園耐震化推進事業210万円の増額は、園舎の耐震化を推進するため、耐震2次診断業務委託費を計上したものであります。なお、設計等に相当の時間を要することから、繰越明許費とさせていただくものであります。

以上で概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

安道委員 最初に、小中学校の維持管理費のことですけれども、総括質疑でもお聞きしましたけれども、清掃、美化等々の業務というふうなことで、これは県の緊急雇用創出の補助金を活用して取り組まれるというふうなことで、今回昨年同様でシルバーさんに委託するというふうなことだったと思います、答弁では。それで、この事業については、委託業者等々には何か規定があるのでしょうか。といいますのは、この間、市内自営業者の方々などは本当に仕事が無くなったというふうなことで、どんな小さな仕事でも仕事を確保したいというふうな声を聞くわけです。ですから、市内の自営業者の方々への仕事という点でも、この雇用創出というふうに大きく見ればなると思うのですけれども、シルバーのほうへの委託というのは、これって何かそういった規定があるのかどうなのか。

教育総務部参事兼総務課長 ただいまのご質疑につきまして、県のほうに確認しましたところ、今のお尋ねのような形である小売店、工務店とかが不況によって仕事がないということではなく、むしろ雇用者、解雇であったり、あるいは継続雇用の中止による離職があったり、そういったものを余儀なくされた非正規労働者であると、あるいは中高年齢者の生活安定のために雇用するという部分で、県のほうではそういう者たちを対象にした緊急雇用対策だということでしたので。特に景気に左右されている部分の者たちを対象にするものではないということでした。

以上です。

安道委員 そうしますと、市内の自営業者の方々へ仕事を確保していくというふうな点では、この緊急雇用創出事業は該当外というふうな判断でよろしいですか。

教育総務部参事兼総務課長 大変申しわけございません。今回の案件は、教育委員会のほうで小中学校の、お尋ねのような形で学校施設の環境美化ということで取り組みをさせていただくわけ

なのですが、お尋ねの案件については、例えば全般的な部分でありますと、この所管が商工課が所管になるもので、そちらのほうに該当する例えば事業等が展開されるかもしれません。教育委員会のほうにつきましても、県のほうとも、あるいは商工課とも相談してシルバー人材センターへ頼むことは可能であるというお答えは得てございます。

以上です。

安道委員 そうしますと、市内自営業者の方々の仕事確保という点でも、そういった方向に取り組んでいくというふうなことであれば、それも可能というふうなとらえ方でよろしいのでしょうか。

教育総務部参事兼総務課長 大変恐縮ですが、今回私どもで取り組んでいるものに限っては、シルバー人材センターでやって可能だということでございましたので。ですから、今のお尋ねの部分の雇用については、それは対象にはならないということで県のほうから指導を受けてございますので、ご理解願いたいと思います。

宮岡幸江委員 教育費委託金の中の教育総務費委託金のほうで小学校理科支援員等配置事業委託金というのが入っていますけれども、これは具体的にはどちらの学校で何人でというところを教えてくださいたいのですけれども。

教育総務部参事兼学校教育課長 委員さんのお尋ねに説明申し上げます。

これ小学校理科支援員というのは、小学校5、6年生を対象に、理科の授業において外部の人材を活用して、観察や実験活動などの支援を行うために小学校に配置するものでございます。現在配置されている学校につきましては、小学校で扇小学校、藤沢北小学校、西武小学校、藤沢東小学校の4校でございます。

宮岡幸江委員 今回のこの補助金では、その続きというか、今言われた4校の人たちの継続のお金ということですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 そのとおりでございます。ここの学校に入っております理科支援員への費用でございます。

宮岡幸江委員 ということはほかの、ここに当たらなかった学校は、今どうされているのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 平成22年度、平成21年度にさかのぼりまして、市内の16校の小学校にはすべて配置いたしました。したがって、平成23年度につきましては児童生徒数の多い学校ということで、この4校を対象にいたしました。

宮岡幸江委員 ということは、平成23年度はこの4校以外は理科の指導員というのは配置されていないということでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 そのとおりでございます。平成23年度においては、今説明申し上げました4校のみということですよ。

宮岡幸江委員 結果的にはほかの学校からの要請というか、2年間ずっと16校やってきたわけですか

ら、それでいなくなった状態での今年度の学校の様子はどのようなのですか。配置されていない学校の様子は。

教育総務部参事兼学校教育課長 配置されている学校はもとより、配置されていない学校も、5、6年生につきましては理科の授業において、理科の担当者は今までそういう経験をしてきたわけですから、その経験を生かして授業を行っております。

宮岡幸江委員 ということは、配置をやめても、委託の人たちが来なくても、子供たちの人数が1クラス少ない学校ということですよ、配置をしていない学校というのは。ということは、担任の先生で十分間に合っていると、子供たちに対しての影響はないということですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 ええ、工夫をして理科の授業のほうを推進しております。今の平成23年度の4校につきましては、先ほど申し上げたとおり生徒数が多い、学級数が多い学校ということで対象にいたしました。

宮岡幸江委員 もう一つ、今度は幼稚園のほうで伺いたいのですが、幼稚園費の支出のほうで先ほどの美化運動の112万2,000円というの、あれはわかったのですが、かなりこのあずま幼稚園というのはもう老朽化されているところだと思っておりますけれども、ここのところの今後の、耐震化の診断も入りますけれども、そこも含めて、これからあずま幼稚園というものをこうやって少しずつ修理していけば大分もつというか、計画はどうなっているのでしょうか。診断がわからないと、これから建てかえるのか、その後どうなるのかということもあるとは思っておりますけれども、かなり老朽化された中で、美化事業で112万円を手を入れていただいても、結構大変なところはあるのかと思うのですけれども、そこらあたりをいかがお考えか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

教育総務部参事兼総務課長 現在は、計画そのものというものはつくられてございません。ただ、今後の見通しといたしましては、今お尋ねのように、現実に園児がおられますので、ある程度その施設が地震にどれだけ耐えられるのかどうか、それを調べる必要があるだろうと、それから実際に園児、先生方もおられますので、ある程度施設の良好な環境はつくっておくべきだろうという形は現状でも持っております、今後につきましては企画部のほうで行政改革のプログラムがございまして、そちらのほうで公共施設の全体を見通した改革があるといった部分がございますので、そちらのほうの中で一緒にこのあずま幼稚園のあり方も、今後児童数の変化等も見定めながら、そこの中で一緒に考えていきたいというふうに思っております。

宮岡治郎委員 関連しますけれども、あずま幼稚園というのは建物というのは築何年ですか。それから、基本的に構造としてはどういう、例えば木造であるとか、重量鉄骨であるとか、そういう区分でいくとどういうことになりますか。

教育総務部参事兼総務課長 申しわけございません。構造は、RC構造の1階建てです。それから、

建築が43年3月という形でございます。

〔(昭和43年でしょうか) と言う人あり〕

教育総務部参事兼総務課長 昭和です。

安道委員 小学校費、中学校費合わせてですけれども、修繕費のことでお聞きしたいと思います。

今回補正で、両方で730万円というふうに計上されていますけれども、この修繕費の改修については、年度当初に出されている要望についてはもう終わっているということで、これは新たなものに対する補正なのでしょうか。新たな要望についての補正なのかどうか。

教育総務部参事兼総務課長 今回の補正につきましては、ご指摘のとおり新たなものということでご理解いただきたいと思っております。

安道委員 そうしますと、年度当初に各学校から出される修繕要望等々には、もう十分にこたえられているというふうな理解でよろしいのでしょうか。

教育総務部参事兼総務課長 今現状の中で、各小中学校の施設の修繕箇所等網羅されているかというところではないのです、現状では。やはりご存じかと思いますが、もう小中学校、必要な年数が来まして、ところどころ老朽化的な部分が多々見られるところがございますので、こちらのほうの修繕につきましては、総務課としてはその都度対応していると。その中でも特に緊急性の高いものとか、あるいは必要性の高いものをよく現場を見ながらその都度修繕を入れて、施設の延命を図るような措置をとっているというのが実情でございます。

安道委員 緊急性の高いものがこの優先順位高いというの当然なのだと思うのですが、各学校でそれぞれ要望が出されているかと思えます。その各学校から出されている要望についてはどの程度こたえている、何パーセントずつぐらいそれぞれ学校の声に、要望にこたえられているのでしょうか。

教育総務部参事兼総務課長 今年度については今集計中でございますが、例年前年度あたりまでは、その案件によって工事になってしまったり、そういった形で予算の区分が若干変化してしまう部分もあるのですが、おおむね90パーセントほどは満たしているというふうには思っております。

安道委員 90パーセントというと、ではかなり改修されているのだなというふうなことでは一定度。そうしますと、当初予算でその声にこたえていくべき予算を確保するという点では、どういった検討をされているのか。

教育総務部参事兼総務課長 当初予算の段階では、できるだけ前年度に手がつかなかったようなところ、残りの例えば10パーセントと。その中でも特に、先ほどお話ししたように緊急性だとか必要性の高いものは優先して予算を要求するという形でございます。ただ、先ほどもお話ししましたように、校舎そのものが老朽化している部分もございますので、年度があけたときに新たな修繕箇所が発生するといったこともございます。ですから、そういった形で、総務

課としてはある程度少し持ちながら、学校単位で1校幾らというふうな形では予算計上しているのが実態でございます。

堤委員 先ほどの小中幼の維持管理費ですけれども、これはシルバーに委託をするということですが、けれども……

委員長 美化事業のことですね。

堤委員 美化事業ね。これは、数字からいうと1校当たり大体110万円程度の積み上げでこの数字になると思うのですけれども、これシルバーに委託するその要件というのは、作業日数とか期間、それはどういう内容になるのですか。

教育総務部参事兼総務課長 今回の補正でお認めいただければ、まず作業時間なのですが、1校当たり8日間、1日6時間で8日間を見たい。それから、作業の内容につきましては、従前まで樹木剪定、便所の清掃、側溝の清掃とやっていたのですが、今回は塗装の作業、あと運動場の整地であるとか、そういったものを含めさせていただこうかなど。それから、作業の体制なのですが、昨年度までは12名が1班で、12名体制で学校に1校ずつ当たってきてはいたのですが、今回は24名という形の体制で、それを2班に分けて、小学校16校、中学校が11校、幼稚園が1園です。28施設ございますので、それを半分ずつ、14施設に分けて、それで昨年と同じに1班12名体制で14施設に当たっていただくというふうな形は考えてございます。

以上です。

堤委員 これ仕事の内容は、すべての学校同じような内容で作業するのだと思うのだけれども、学校によっては随分環境違いますよね。つぶさに見ているわけではないので、わからないのだけれども、例えば7日で終わる学校もあれば、いや8日では終わらないよと、その辺の施設のばらつきについては、これも平均的に8日間という割り当てなのですか。

教育総務部参事兼総務課長 原則8日間という形では考えていきたいというふうに思っております。ただ、今委員さんお尋ねのように、やはり学校の施設によってそのばらつきが出てくるのはやむを得ない部分がございますので、そういった部分については個別案件的に、1日余ったところについては例えばほかの学校の、これから要望の取りまとめをしなくてはならないのですが、それによっては多少の増減は学校間で行うように努めていきたいというふうに思っております。

堤委員 それは、学校間で調整する、それともシルバーとの調整ということでしょうか、委託先がシルバーですから。例えば学校のいろいろな状況を把握して、この学校は7日で十分済みそうですよと、この学校はちょっと複雑なので9日必要だというのは、教育委員会が調整をしてシルバーと詰めるわけでしょう。

〔(そうです) と言う人あり〕

堤委員 特にあずま幼稚園は、果たして8日も必要なのかどうかということも言えるよね。敷地の大きさからいって、建物の規模からいったって。その辺の調整というのは十分やっていかないと、例えばあずま幼稚園に8日割り当てましたと、実際にはもう6日ぐらいで作業そのものは終わってしまうと、あとの2日については、ではしようがない、時間つぶしというような話に、極端な言い方するようになってしまうわけです。あとは、この時間給というのはどういうふうな見積もりですか。

教育総務部参事兼総務課長 時給は、1,000円で見てください。

堤委員 私の数字がちょっと正確かどうかわからないけれども、850円というふうにシルバーの作業チーム、その辺は参考にされているの。

教育総務部参事兼総務課長 大変恐縮なのですが、今回この時給の設定に当たりましては、県のほうでこの時給単価でお願いしたいということで来てございますので、その単価で予算のほうは措置してございます。

堤委員 美化作業もいろいろその内容がありますよね。簡単な作業からちょっと技術を要する作業、ひっくるめて1,000円という、そういう指示ですか、県は。

教育総務部参事兼総務課長 お見込みのとおりです。

小島委員 小学校管理運営費の中の維持管理費用の中で1,794万5,000円、小学校の施設等の改修だとか修繕と言いましたが、その中で特にトイレということで、これはトイレは今小学校のほうで和式を洋式にかけているような感じでやっているのか、それとも壊れた部分だけのものを取りかえるのか、どちら。どういうふうにやっているのでしょうか。

教育総務部参事兼総務課長 今修繕料の形でのお答えとさせていただきたいと思っております。

トイレにつきましては壊れた、例えば便器の一部を破損してしまったとか、ドアが一部ちようつがい壊れたとか、そういった部分的な補修のための修繕ということでご理解いただきたいと思います。

小島委員 そうしますと、トイレに関しましては僕は門外でちょっとお聞きしたいのですが、今小学校16校の中には和式が多いのか、洋式が多いのか、どっちなのでしょう。

教育総務部参事兼総務課長 大変申しわけない。今手元にその数値はないのですが、各学校に各フロアごとに、例えば男女とも和式だったものが1つだけは例えば洋式化にするというふうな動きでは今取り組んでございまして、細かいところの数字は今ないので、少しずつそういった部分については諸工事費の部分で予算とりまして、改修には臨んでいるという形になっております。

小島委員 大変細かい質問したのですがけれども、今何か小学生たちでも昔でいう便所座りという、足を曲げることがなかなかできなくて、和式の便所を使えない子たちが多いということをお聞きしています。そうしますと、そのフロアの中で1つしかないとする、稼働率も悪

くなるし、学校のトイレを使いたくないという子供たちも出てくるのではないかなと思うのですが、そういう場合に対して、これから先、その和式のトイレも洋式にかえるようなお考えがあるのか。予算の問題はあると思いますけれども、100パーセントに向かってはどうかのでしょうか。

それと、各学校によってこの業者というのは同じ業者なのか、修理修繕のときに。それか、いろいろな各学校によって違うのか、その2点についてちょっと。

教育総務部参事兼総務課長 大変恐縮ですが、今回補正の案件では今トイレの改修については一つもございませんので、わかる範囲内での回答とさせていただきます。

〔(結構です) と言う人あり〕

教育総務部参事兼総務課長 今後、今は教育委員会としましては喫緊の課題としましては校舎の耐震化、それが終わりましたら屋内運動場の耐震化に努めてまいりたいと思っております。その中で財政的に余裕があれば、お尋ねのような形はとりたいと思っておりますが、今は耐震化をまずは優先させてから、その後に考えていきたいというふうに思っておりますので、業者等については何とも、今の時点ではお答えは省略させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 今のは維持管理の分の……

〔(維持管理の、今やっていて、これ発注したところありますでしょう。その業者は、全部発注したの、学校が何校あるかわかりませんが、同じ業者なのか、学校によって違うのかというところをお尋ねしたいと) と言う人あり〕

教育総務部参事兼総務課長 大変申しわけございませんでした。そういった修繕、個々の学校の修繕につきましては、それぞれその地域、地域にあるトイレというか水というかな、水道業者ですか。そういったところはなるべく意識にとめまして、工事のほうの発注に出しているといったことをご理解いただければと思います。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 では、ここで委員外議員より質疑の通告が出ておりますので。

山本議員 では、1点だけお伺いします。

歳出のうち款10項1教育総務費のうち目2事務局費の中からICT支援員さんの関係です。ここで210万8,000円減額のうち大半がこの中に含まれているということで理解をしますが、その減額となった要因、今後の取り扱いがどうなるか、この2点についてご教示いただきたいと思っております。

以上です。

教育総務部参事兼学校教育課長 議員さんのご質問にお答えします。

この210万8,000円の減額につきましては、大部分が小中学校のICT支援員の業務委託契約、これを平成23年6月1日に行いました。株式会社日東テクノブレーンというところと締結しまして、その委託料がかなり安かったということで決定した減額でございます。なお、業者選定につきましては7社、その中の1社は棄権をしましたので、6社の中から1社を決定したものでございます。

以上です。

委員長 ほかになければここで、以上で教育総務部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、生涯学習部所管のものについて生涯学習部長より説明を求めます。

概要説明

生涯学習部長 議案第67号、入間市一般会計補正予算（第2号）のうち生涯学習部所管のものにつきまして概要をご説明申し上げます。

それでは、補正予算（第2号）歳入歳出予算事項別明細書によりまして、歳入歳出の主なものにつきましてご説明いたします。歳入につきましては、説明書の10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。一番下の段になります。款16県支出金、項2県補助金、目9教育費県補助金の補正300万円は、市町村地域子育て支援推進事業費補助金でございます。この補助金は、中高生などの読書活動を支援するため、資料を整備し、図書館の読書環境を充実させるための物品や備品を購入し、読書活動推進のための研修会、講師謝礼等に充当するティーンズ読書支援事業を実施するものであり、300万円を限度とし、補助率は10分の10でございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。説明書の38ページから41ページをごらんいただきたいと存じます。項5社会教育費、目1社会教育総務費の17万3,000円の減額のうち、各種団体補助金30万4,000円の減額につきましては、入間市連合婦人会の解散により、各種団体補助金が不交付となったためでございます。また、指定文化財保護費13万1,000円の増額につきましては、東日本大震災により倒壊した市指定文化財、宮寺大日山の石造大日如来像の緊急修理に係る補助金として支出したいものでございます。

次に、目2公民館費の430万9,000円の増額は管理運営費の増額で、修繕費の377万3,000円

の内訳は金子公民館冷温水器操作盤修繕や久保稲荷公民館ロビー空調機修繕のほか、当面不足する緊急の修繕費を計上したものでございます。また、諸工事費53万6,000円は、大規模地震への緊急対応として、久保稲荷公民館2階のガラス飛散防止工事を行いたいものでございます。

続きまして、目3児童センター費の工事請負費197万4,000円及び目4青少年活動センター費の工事請負費74万4,000円につきましては、大規模地震への緊急対応として玄関ホール等のガラス飛散防止工事を行いたいものでございます。

次に、目5図書館費の227万5,000円の増額につきましては、歳入でご説明申し上げました県の補助事業を活用し、中高生などの読書活動を支援するティーンズ読書支援事業を実施するための事業費として、報償費、需用費、備品購入費合わせて計300万2,000円を計上し、その300万2,000円と委託料の減額分72万7,000円を相殺しました227万5,000円を増額するものでございます。なお、委託料の減額分の72万7,000円ですけれども、これは県の緊急雇用創出基金市町村補助事業図書館安全美化業務委託料執行残額を減額補正するものでございます。

次に、目6博物館費の971万円の増額につきましては、修繕費の766万7,000円と諸工事費204万3,000円でございます。修繕費の内訳は、本年3月の定期点検時にふぐあいが発見されました自動火災報知設備受信機と消防設備の不良に伴う交換修繕のほか、レストラン「一煎」の自動ドアや汚水ポンプ等の修繕を行いたいものでございます。また、諸工事費204万3,000円は、大規模地震への緊急対応としてガラス飛散防止工事と常設展示室上部のつり看板撤去工事、天井メッシュの落下防止措置を行いたいものでございます。

最後に、項6保健体育費、目2体育施設費の420万円の増額につきましては、東金子地区スポーツ広場でソフトボールのファウルボールがたびたびグラウンドの外に飛び出してしまうことから、家屋や車等への被害を未然に防ぐため、防球ネットの改修工事を行いたいものでございます。

以上で生涯学習部が所管する補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

堤委員 支出の公民館費、管理運営費の中で、今久保稲荷のガラス飛散防止のフィルム張るということなのですけれども、これ施設によって単価がばらばらなので、ちなみに2階のフィルム張るガラスの位置、どっち側のガラス、南側にあるガラスなのか、それと張る面積、それと単価、これは青少年活動センターについても同じ内容でちょっと答弁願えますか。

中央公民館長 まず、ガラスの位置でありますけれども、建物の東側、駐車場側であります。面積は70平方メートル、それから単価は平方メートル当たり7,650円ということであります。

委員長 青少年活動センター。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 青少年活動センターにつきましては、本館の吹き抜けの窓ガラス、そして食堂の窓ガラス、玄関ドアのガラスを予定しております。そうしまして、合計で90平方メートルになります。単純に計算しますと平方メートル単価が8,200円ほどになるのですが、吹き抜けの窓ガラスにつきましては高いところがございますので、外から作業をして、そして外張りになる予定でございます。ですから、窓ガラスにフィルムを張る前に外の窓ガラスの掃除をして、そしてそこに外張り用の、こちらは飛散防止はもちろんなのですが、熱線反射フィルムというのを張りますので、単純に比較はできません。こちらについては平方メートル当たり1万2,000円ほどかかってしまいます、1万2,000円強かかります。今のような作業賃も含めてです。中のフィルムについては、こちらは6,000円から7,000円の間といったところでございます。

以上でございます。

委員長 博物館についても同じものがありましたか。お願いいたします。

博物館副館長 博物館について、飛散防止フィルムの位置等についてご説明いたします。

博物館は、館の入り口のところに自動ドア等あるかと思うのですが、そちらのガラス面、内、外と、それから常設展示の出口からエントランスに向かってずっと長い回廊がございますが、そちらのいわゆる西側の館庭に面しているガラス面でございます。それから、あと真ん中に、前は滝というのですか、流れていたところがあるのですが、現在それはとまっているのですが、四方がガラスに囲まれた中庭のような部分がございます。そちらのガラス面も含めて考えておまして、広さで、平方メートルでいいますと約160平方メートル、ガラスの飛散防止フィルムの単価が2種類ございまして、遮熱タイプのもので平方メートル当たり7,000円、遮熱をしないもので5,500円ということで、遮熱しないものにつきましては内側のガラスドアですとか、そういった日が直接当たらないところを予定しております。

以上でございます。

堤委員 では、逆から聞いていきますけれども、博物館の遮熱効果を持つフィルムというのは、これはどのくらいの平方メートルですか。

博物館副館長 遮熱をしないところが約7平方メートルが2カ所ぐらいとさせていただいて、そのほかは遮熱のタイプの7,000円のタイプで予定しております。これは、フィルムの単価のみの値段でございますので、そのほかに工事価格、諸経費というのはございます。それは、また別にありますが、単価的には7,000円ということになります。

以上でございます。

堤委員　　ちょっと細かいようではございますけれども、今度センターのほうの外張りの部分、これは全体の何パーセントぐらいなの。

生涯学習部参事兼生涯学習課長　今全体の何パーセントかを出しておりますが、ここは13枚のガラスを予定しております。それで、約23パーセントになります。

以上でございます。

堤委員　　それと、公民館の70平方メートルというのは、これすべて遮熱効果のあるフィルムですか。

中央公民館長　はい、そうでございます。

〔何事か言う人あり〕

委員長　　100パーセントですか。

中央公民館長　70平方メートルすべて同じタイプでありますけれども、遮熱効果が100パーセントということではございません。

〔何事か言う人あり〕

中央公民館長　いや、すべてが遮熱効果があるフィルムですけれども、遮熱効果自体が100パーセントであるというわけではありません。遮熱効果というのはそれぞれのフィルムによって、何パーセントの遮熱効果があるかというのはフィルムによって分かれている状態です。

堤委員　　別に博物館の自火報の修繕ということなのではございますけれども、これ例えば3月の定期点検で判明したということなのではございますけれども、その前の年の定期点検ではわからなかったということなのではございますけれども、この要するに定期点検と定期点検の間に何かふぐあいがあったという、こういうことですよ。どういう内容ですか、このふぐあいは。

博物館副館長　定期点検は9月と3月に行っております、9月の時点では大丈夫だったということなのですが、前回の3月のときにふぐあいが発生いたしまして、その内容につきましては火災報知機はまず消防の受信機というものがああります。それから、その受信状態を表示する表示機というものがああります。それから、その先に管内に何カ所かある消火栓、いわゆる赤い、開けてホースがついているところなのではございますけれども、そちらの発信機というところなのですが、そちらと受信機と火災報知機が鳴った場合に緊急で駆けつけます。その消火栓のところ受話器を持っていきますと、ジャックを差し込みますと、そこで事務所の受信盤と通話ができるわけなのではございますけれども、その通話が常時つながらない状態、全くだめということではないのですが、つながらない状態が間々あるということが判明いたしました。

それから、もう一点は、その火災報知機で感知したその場所を表示する受信機の上にあります表示盤なのですが、そちらでここですよというところがうまく作動しないことがあるということで、その原因をずっと調査をいたしております、そちらのほうから回答が来たところが6月過ぎなのではございますけれども、どうも受信機の基盤に問題があるということで、その基盤をかえればいいわけなのですが、古い基盤なものですから、既に製造中止で部品供給がも

う既にされていないということで、結果的には盤そのもの自体を入れかえなければいけないということになりまして、今回の補正をさせていただくものでございます。

堤委員　これ博物館建設以来、その自火報を使っているのですよね。そうすると、何年経過しているのですか。

博物館副館長　丸16年たちまして、17年目に入っております。

堤委員　そうすると、16年経過しているということは、一般論として耐用年数というふうな考え方がとれるのですか。

博物館副館長　何年が耐用年数という、ちょっと資料は持ち合わせていないのですが、部品供給がされていないという状況から見まして、十分にその期間は過ぎているというふうに判断できるかなと思います。

堤委員　16年で製造中止というのがどうなのですか。例えば16年以上に、もう20年ごろに製造を中止したとか、それまでは生産しているけれども、例えば何年までその機種種の基盤を製造していたとか。例えば1年先にもう製造中止なのかという、そのぐあいによって考え方が変わってくると思うのですけれども、1年前に製造中止なのと16年前にもう既に製造中止になっているということ考えた場合に、では何でそんな古いものを設置したのかという話になってしまうわけです。ですから、十分これは、館の存続ということから考えると、20年、25年という、その保障はないでしょうけれども、そのくらい耐え得るものであるという、普通一般的にはそういう考え方で設置しますよね。これが例えばあと5年でもう製造中止になってしまうようなそういう機種なのか、その辺はどうなのですか。

博物館副館長　その機種が、例えば16年前で最新鋭の機材であったかどうかということにつきまして、ちょっと記録というか資料を持ち合わせていないのでちょっとわからないのですが、恐らく16年という期間が、例えば短いということであったとすれば、それはその時点で通常に使われている、いわゆる新型でも古い型でもない平均的なレベルの機械ではなかったかと推測をいたします。

それから、あと部品供給に関してなのですけれども、こういった機械でございますので、当然例えばメーカーからの部品供給がなくなるですとか、そういった場合には通知が来るはずでございます。それがいつだったかちょっとあれなのですが、そういう時点で例えばなくなるものをストックする、基盤をストックすると、安いものではないとは思いますが、そういった措置もとれなくはなかったかというふうには思います。ただ、現実には既にない状態でこのふぐあいが発生しておりますので、現時点では交換ということに至った次第であります。

堤委員　9月の点検では異常なかったが、3月の点検で異常あったと、この半年間の変化ということなのですけれども、普通一般的に使用している機械類とか、いろいろな作動しているもの

については、それはもう摩耗とかいろいろなことで故障の原因というのは考えられるけれども、ほとんど火報というのは作動することというのはないですよ。誤報というのはたまにありますけれども、ふだん働いているものではないですよ。それが、ある日突然点検でわかるということは、その間には何か大きな変化があったということであれば原因というのはある程度推測できますけれども、何もない状態で自然にそうってしまったということになると、もう劣化としか考えられないですよ。今回入れようとしている機種については、最初に設置したメーカーと同じものなのですか。

博物館副館長 特にメーカーはここという指定はするつもりはありません。その今設置の火災報知機が同等に動くものであればということ考えております。

宮岡治郎委員 説明書の39ページです。社会教育総務費の中の大事業、社会教育振興費、中事業、各種団体補助金。連合婦人会解散による30万4,000円の減額ということですがけれども、西武婦人会につきましては解散の総会に立ち会ったのでわかっているのですがけれども、藤沢の婦人会も解散したのですか。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 藤沢の婦人会につきましては、二、三年前に解散してございます。ただし、個体としての婦人会活動は残っているようでございます。個々の1つ、藤沢地区全体、まとまった婦人会というのは解散してございます。

以上でございます。

宮岡治郎委員 といいますと、その連合婦人会というのは複数の婦人会の上の上部組織みたいなものですから、それはもうここで解散したということでもいいのですか。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 はい。6月3日の臨時総会にて解散したという形になっております。こちらにつきましては、ここまで残っていたのが西武地区、豊岡地区、それから東金子地区でした。それで、西武地区の婦人会が解散したことにより2地区になってしまいましたので、連合を組むことは難しいということで、豊岡地区、東金子地区はそれぞれその地域では活動をしていくということで、連合婦人会という形は解散したという形になります。

宮岡幸江委員 図書館費の中で、先ほどの説明の中でティーンズ読書支援事業でしたでしょうか、のお話がありましたのですけれども、これは各学校との、図書館でやることですから、学校との連携というか、学校との関係はどういうふうなことになるのでしょうか。

図書館長 学校と直接話し合っ一緒の事業をするというものではありません。図書館で単独で行います。ただ、学校図書館のほうとは随時意見交換等もしておりますので、例えばこのティーンズ読書支援事業の中で研修会等を実施することを予定しておりますけれども、その研修会には例えば中学校の学校図書館のボランティアさんであるとか、あるいはご希望があれば先生方、保護者の方、そういった方々も対象にして、できたら研修会をしないと、こんなふうには計画しております。学校との関係で申し上げますと、そういったところかなと思います。

宮岡幸江委員 わかりました。そうしましたらば、では子供たちはこれを、図書もふえるわけですね。そうしたら、子供たちはどういうふうなことで情報が入るのでしょうか。

図書館長 この事業につきましては、先ほどの部長の説明でもございましたように、あくまでも従来の子供たち、ティーンズが図書館を利用しやすくなるための環境を整備していくということでございますので、ではこれをやって子供たちを集めた何かをするというところまでは考えてございません。したがって、子供たち、特に10代の小学生や中学生にPRするのは、例えばこういう事業を行いましたという概要ぐらいは、例えば図書館だよりであるとかホームページであるとかではお知らせをすることはできますけれども、それ以上のところは今のところ考えてございません。

宮岡幸江委員 単発のイベントがあるとは考えてはいないのですけれども、例えば地区図書館もございますし、子供たちがそういう地区図書館あるいは中央図書館があっても、なかなか図書館に通うというのが、時間的なこともあるのでしょうか、なかなか今利用が少ないのではないのかなって、あっても特定の子供たちということになると思うのですけれども、そういうことを見据えての今度のこの事業だと思ふのですけれども、そうした場合に学校にもやっぱり協力をいただいて、子供たちが図書館に行きやすいような、そんな雰囲気づくりは必要ではないかなと思ふのですけれども、その辺のことはどういうふうに考えていますか。

図書館長 おっしゃるとおりかと思います。ちなみに、図書館の10代の中高校生ぐらいの利用率はどうかということになりますと、ここ数年ですと、若干ですけれども、やっぱり下がっていると、こういう状況もございます。そういった状況の中で、少しでも図書館に来てもらいたいということで、1つにはこういう取り組みをするわけですけれども、当然学校にもお話をさせていただいて、先ほどの研修会もそうですけれども、やる前、それからやった後、こういう環境整備も、全部というわけではありませんけれども、できましたらぜひ子供たちに利用していただくようにご指導お願いしたいというような働きかけはやっていきたいと、そんなふう考えております。

安道委員 今のことに関連してなのですけれども、そうしますとこの10代の子供たち向けの図書というふうなことで、この図書選定に当たっては何か子供たちからアンケートをとるとかという、事前のそういった調査などはあったのでしょうか。

図書館長 特に子供たちからアンケートをとるとかということは今のところ考えてございません。司書の会議で選書会議等ございますので、そこで当然児童担当もおりますし、一般担当もございますので、そういう中で検討させていただきたいと考えております。

安道委員 そうしますと、その新しく入ってきた新刊本のPRという点では、どのように考えていますか。

図書館長 図書館では新刊本コーナーというのも実はつくってございます。一般図書もそうですし、

児童図書もそうですけれども、新しく入ってきた本は、その新刊書コーナーというところでPRをして、ぜひこういう新しいのが入ったから利用してくださいという形のコーナーも設けておりますし、今おっしゃった、特にこの事業で購入した図書等につきましては、ホームページだとか、あるいはまた図書館だより等でPRをしてまいりたいと、そんなふうを考えております。

宮岡治郎委員 説明書の41ページです。体育施設費の大事業、施設管理運営費、中事業、公園・体育施設管理運営費、小事業、スポーツ広場整備事業420万円増額です。総括質疑でも説明伺っているのですけれども、物損事故を扱う保険会社との検討の結果というふうに伺ったのですけれども、要するに防球ネットが十分でない、それは体育施設側の欠陥であるから、これについてはもう保険はお支払いができないとか、そういう何か保険会社とのどういふやりとりがあったのでしょうか。

生涯学習部参事兼体育課長 基本的に保険につきましては各利用者がおのおのチームで施設の損害保険等に入っております。東金子の場合もそういう形で対応しているわけですが、それまでは現在までかなりファウルボールが外に飛び出していたわけですが、周りにつきましては、今まで利用者のための駐車場がありまして、そこに利用者がとめていたわけですが、その車にも何度か当たったりもしていますし、あと畑側にも農業ハウスなんかがありまして、そちらの屋根で、ガラスなんかもあったので、そちらにも飛び込んだということがございます。あと外野につきましては70メートル以上は十分離れているとは思いますが、そこに9メートルぐらいの高さのフェンスがあるのですが、それを飛び越えて屋根に直撃とか、そういうこともかなり東金子の場合にはありました。保険会社としては、外野に飛び込むものについては、これは施設で相当防球ネットも十分な高さであるというふうな認識がありまして、ただしバックネットの後方と1、3塁側のファウルボールについては、これは通常野球場を見ていただければ相当バックネットが高いと思うのですが、それが普通の同じ高さでやっておりますので、やはりそれが超えてしまうというふうなことから、これについてはもう施設の不備という形の判定がなされたということで、ことしの4月からは練習とか大会を控えていたというふうな状態でございます。そのやりとりにつきましては、直接市のほうでやりとりはしてございません。あくまでも東金子体育協会を通したやりとりという形になっております。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ委員外議員より質疑の通告が出ておりますので、ここで質疑をお願いいたします。

山本議員 今宮岡治郎委員のほうからお話がありましたけれども、スポーツ広場の整備事業について1点だけお伺いをします。

この種の施設は、市内の主に郊外にたくさん設置をされているものと理解をしますが、この市内各地に設置をされている同種の施設について、この整備、また維持管理に係る統一的な基準であるとか指針といったものはそもそも整備されているのでしょうか。その部分についてご教示ください。

生涯学習部参事兼体育課長 現在のところ、統一的な基準ですか、また維持管理につきましての指針等ですか、これらについては整備はされておられません。ただし、広場の設置に当たりまして、今まで設置してきたわけですが、現在7カ所地域スポーツ広場というものがございます。もう一つは、藤沢地区体育館に併設されておりますグラウンド、これが主に地域スポーツ広場と言われるものだと思います。これらにつきましては、やっぱり多目的なスポーツができるよう、特にソフトボールでは今お話ししましたが、両翼が70メートルはやはりないと十分な競技ができないというふうなことで、そういう整形地がソフトボールをやるには必要と思われれます。また、近年はグラウンドゴルフ、ゲートボールがほとんどやられなくなったということで、グラウンドゴルフがかなり老人会にしても行っておるわけですが、こちらについても8ホールコース設定するにはやはり相当な面積が必要だというふうなことから、過去の経緯の中では5,000平方メートル前後の面積が望ましいとしております。それで、あと日常の整備なんかにつきましては、維持管理ですか、それらにつきましては通常地元の自治会、または体育協会と維持管理契約ですか、管理委託契約ですか、を結んでおまして、その中で清掃とか除草、あと日常の簡単な整備ですか、それについてはすべて地元側で整備をするというものでございます。あと砂なんかの支給につきましては、市のほうから予算の範囲内で支給しているというふうな形で今は対応しております。

以上です。

委員長 実際には、長期にわたる整備計画というのは、今のところ全くないということよろしいわけですか。

生涯学習部参事兼体育課長 これにつきましては、今後も地域からの要望等が当然出てくることも予想されるわけです。体育課といたしましては、基本的には今申し上げましたような形で、各地区からおのこの要望が来るものですから、やはりそれをどのような形で判断していくか、例えば財政的なものも含めて、あと地主の意向、結構今買い取りの要望なんかも一緒に来ますので、相続のときに。それらが市の財政負担になっていることもあろうかと思しますので、それらを統一的な基準というよりは、おのこのやはり設置の背景も違うと思しますので、個別に判断して対応せざるを得ないのかなというふうに現在のところでは考えております。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ生涯学習部所管のものについての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時37分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算(第2号)のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第68号 平成23年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

委員長 次に、議案第68号 平成23年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、市民部長に概要説明を求めます。

概要説明

市民部長 議案第68号 平成23年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ2億194万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億9,344万円とするものであります。

それでは、平成23年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)説明書によりご説明申し上げます。初めに、歳入から申し上げます。説明書の8ページから9ページをごらんいただきたいと思っております。款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金2億194万

1,000円の増額は、平成22年度決算収支の確定によるものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。10ページから11ページをごらんください。款1総務費、項3運営協議会費、目1運営協議会費、節1報酬25万3,000円及び節9旅費の3万6,000円の増額は、国民健康保険運営協議会の開催を年4回から年6回の開催を見込み、計上したいものであります。

次に、款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金、節19負担金、補助及び交付金4,589万1,000円の減額は、埼玉県社会保険診療報酬支払基金からの確定通知に基づくものであります。

次に、款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金、節19負担金補助及び交付金107万円の増額及び目2前期高齢者関係事務費拠出金4万5,000円の減額は、同じく支払基金からの確定通知に基づくものであります。

次に、款5老人保健拠出金、項1老人保健拠出金、次ページの目1老人保健医療費拠出金、節19負担金、補助及び交付金31万8,000円の増額は、同じく支払基金からの確定通知に基づくものであります。

次に、款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金、節19負担金、補助及び交付金1億2,778万5,000円の増額は、同じく支払基金からの確定通知に基づくものであります。

次に、款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節8報償費30万4,000円は、特定健康診査受診率アップキャンペーンの商品を購入したく、新規に計上するものでございます。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、節23償還金、利子及び割引料1億1,232万3,000円の増額は、平成22年度における療養給付費等負担金特定健康診査等負担金の超過額返還金等の償還金で、国等からの確定通知に基づくものであります。

款12予備費、項1予備費、目1予備費の増額585万3,000円は、歳入歳出予算の調整のため計上するものでございます。

以上で概要説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。
質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。
これより議案第68号 平成23年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につい

て採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午後 1時44分 休憩

午後 1時45分 再開

委員長 会議を再開します。

△ 議案上程

議案第69号 平成23年度入間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

委員長 次に、議案第69号 平成23年度入間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、福祉部長に概要説明を求めます。

概要説明

福祉部長 議案第69号 平成23年度入間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について概要をご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。予算説明書7ページから8ページをお開きいただきたいと思っております。款4項1目1繰越金505万4,000円の増額は、平成22年度決算収支の確定に伴い計上したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。9ページから10ページをお開きいただきたいと思っております。初めに、款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金、大事業、広域連合納付金301万8,000円の増額は、平成22年度保険料のうち出納整理期間に収納した保険料を埼玉県後期高齢者広域連合に納付するため、計上したものでございます。

次に、款3諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金、大事業、一般会計繰出金194万2,000円の増額は、平成22年度一般会計繰入金のうち事務費超過分を一般会計に繰り戻すものでございます。

以上で概要説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。
これより議案第69号 平成23年度入間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第70号 平成23年度入間市介護保険特別会計補正予算(第1号)

委員長 次に、議案第70号 平成23年度入間市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、福祉部長に概要説明を求めます。

概要説明

福祉部長 議案第70号 平成23年度入間市介護保険特別会計補正予算(第1号)について概要をご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。予算説明書7ページから8ページをお開きいただきいただきたいと思っております。初めに、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金3,445万円の増額は、平成22年度介護給付費の確定に伴い、国からの介護給付費負担金の精算分を受け入れるものであります。

次に、款4項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金710万8,000円の増額は、平成22年度介護給付費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金の精算分を受け入れるものであります。

次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金729万1,000円の増額は、平成22年度介護給付費の確定に伴い、県からの介護給付費負担金の精算分を受け入れるものであります。

次に、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金1,661万1,000円の増額は、平成22年度介護給付費の確定に伴い、一般会計より受け入れるものであります。

次に、款8項1目1繰越金2億615万2,000円の増額は、平成22年度決算収支の確定に伴い計上したものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。9ページから10ページをお開きいただきたいと思います。初めに、款4項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、大事業、介護給付費準備基金積立金2億4,454万9,000円の増額は、平成22年度介護給付費に剰余金が生じたので、積み立てるものであります。

次に、款6諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金、大事業一般会計繰出金705万5,000円の増額は、平成22年度決算確定に伴う地域支援事業繰入金の返還分を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、款7項1目1予備費、大事業、予備費2,043万6,000円の増額は、歳入歳出を調整したものでございます。

以上で概要説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

安道委員 9ページから10ページのところで介護給付費準備基金積立金ということで2億4,000万円から剰余金というふうなことで説明がありました。平成22年度これだけの剰余金が出たという、その要因について。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

要因ということなのですが、いろいろな要因がございますけれども、まずは計画に伴って給付金を定めているわけがございますけれども、それに比べて現実的な高齢者の増加も含めて、見込みより伸び率が高かったという理由がございます……済みません。主なこの要因ですけれども、介護給付費の、これは不足分に充当するため、平成22年度に準備基金から繰り入れた3億312万6,545円のうち充当残額を基金に戻すということで今回行われたわけです。そういう意味で、この金額の予定されたものより少なかったという結果になりました。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、3億円からの不足分を充てて対応したけれども、現実としては少なかったというふうなことで戻しますというふうなことで理解してよろしいですか。

〔(はい、そのとおりでございます) と言う人あり〕

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第70号 平成23年度入間市介護保険特別会計補正予算(第1号)について採

決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告 (午後 1時54分)

委員長　これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

福祉教育常任委員会委員長 永 澤 美恵子

福祉教育常任委員会副委員長 小 島 清 人